

# 建設常任委員会所管事務調査報告書

西宮市議会議長 八木 米太郎 様

平成 28 年 12 月 27 日  
(2016 年)

## 建設常任委員会

委員長 田 中 正 剛

副委員長 花 岡 ゆたか

委 員 上 田 さち子

” 草 加 智 清

” 庄 本 けんじ

” 中 川 経 夫

” 山 口 英 治

随 行 松 田 将 典

建設常任委員会管外視察について、次のとおり報告いたします。

## 1 調査先及び調査事項

### 練馬区

- ・まちづくり条例と景観条例について
- ・コミュニティバスについて

### 柏市

- ・総合交通戦略について
- ・オンデマンド交通について

### 金沢市

- ・まちづくり条例について
- ・公共交通の利用の促進に関する条例について

## 2 調査期間

平成 28 年 11 月 16 日(水)～平成 28 年 11 月 18 日(金) 2泊3日

## 3 調査先対応者

### 練馬区

議会事務局長	中 村 哲 明
議会事務局係長	諏 訪 さゆり
都市計画課長	吉 田 哲
開発調整課長	安 原 貴
交通企画課長	新 妻 基 晴

### 柏市

議会事務局議事課長	渡 邊 浩 司
議会事務局議事課主事	後 藤 亮 平
交通政策課副主幹	後 藤 忠 俊
交通政策課副主幹	大 山 祥 司

### 金沢市

議会事務局長	林 充 男
議事調査課課長補佐	三 傳 敏 一
都市計画課係長	大 家 弘 聡
交通政策課課長補佐	土 田 昌 伯

交通政策課主査  
歩ける環境推進課主査

清 水 力  
松 村 将 充

#### 4 用務経過等

##### <練馬区> 11月16日(水)

午後1時30分頃、練馬区議会に到着し、議会事務局の中村局長より歓迎のあいさつと区の紹介をいただく。

その後、まちづくり条例と景観条例について、都市計画課の吉田課長より説明を受けた後、開発調整課の安原課長と共に事前に送付した質問項目に対して回答をいただき、質疑、意見交換を行った。

次に、コミュニティバスについて、交通企画課の新妻課長より説明を受けた後、事前に送付した質問項目に対して回答をいただき、質疑、意見交換を行った。

(午後4時頃視察終了)

##### ■まちづくり条例と景観条例について

練馬区では、みどり豊かな風景が色濃く残る地域特性がありつつも、近年の急速な市街化に伴い、その調和を図りながらのまちづくりを進めてきた。

「練馬区まちづくり条例」は平成18年4月に施行されるまでに延べ657名、25回の会議(区民懇談会14回、検討委員会11回)が行われ、パブリックコメントも実施された。同条例は、住民参加によるまちづくりから、都市計画や土地利用調整などの開発に関する分野を含む153条から構成される総合的なまちづくり条例であり、東京23区で初めてのものである。

また、同区は平成23年5月に景観行政団体となり、身近なところから景観まちづくりを始めることができる「練馬区景観まちなみ協定」などの制度を盛り込んだ「練馬区景観条例」を施行した。その後、同年8月には、景観条例の方針を指し示す景観計画を策定している。

##### ■コミュニティバスについて

練馬区では、交通空白地域の改善や交通弱者を含めた区民全体の生活行動力の向上を図ることなどを目的として、コミュニティバス事業を展開している。

もともと、同区のコミュニティバスは、区内の行政機関の連絡用の「練馬区シャトルバス」、交通空白地域の循環バスとして設定された「練馬区バス交通実験」、福祉施設送迎用バスを主眼とした「練馬区福祉コミュニティバス」の3種類の名称で運行されていたが、平成21年7月に「みどりバス」を愛称にサービスの統一がなされ、全6ルートでの運行を開始した。

##### <柏市> 11月17日(木)

午前9時30分頃、柏市議会に到着し、議会事務局議事課の渡邊課長より歓迎のあいさつと市の紹介をいただく。

その後、総合交通戦略について、交通政策課の後藤副主幹よりパワーポイントを用いた説明を受け、事前に送付した質問項目に対して回答をいただいた。

次に、オンデマンド交通について、同課の大山副主幹よりパワーポイントを用いた説明を受け、事前に送付した質問項目に対して回答をいただき、両視察項目について質疑、意見交換を行った。

(午前 11 時 30 分頃視察終了)

■総合交通戦略について

柏市の地域特性は、鉄道が開通し新しいまちづくりが進む北部地域、中心市街地を含む中央地域、鉄道駅ごとに日常生活のサービス拠点が点在する南部 1 地域、公共交通の維持が困難な市街化調整区域が広がる南部 2 地域の 4 つに大別される。平成 22 年 3 月に策定された「柏市総合交通計画」では、その 4 つの地域に対してエリアごとの計画を立てている。また、計画実現に向けて、平成 23 年 5 月には「柏市都市・地域総合交通戦略」として国土交通省の大臣認定を受けた。

同市の主な交通課題としては、国道 16 号線の渋滞を生み出す要因ともなっている中心市街地集中の幹線道路ネットワーク、公共交通空白地域の存在、高齢化問題に関連した福祉に対応した公共交通網づくり、各拠点間の公共交通軸の強化の 4 つが挙げられる。これらに対し、同市は現在全国で 4 市しかない I T S モデル都市に選定されており、I T S を活用した交通問題の解決が図られている。

■オンデマンド交通について

柏市の沼南地域では、民間のバス路線撤退を受け、平成 19 年より市がコミュニティバスの運行を開始したが、状況は変わらず、収支率は 8 パーセントにとどまった。

そんな中、平成 22 年度の事業仕分けでは『要改善』判定を受けることとなり、同地域における公共交通再編に取り組むこととなったが、I T S の活用により、実証実験などが行われ、オンデマンド交通の導入が決定した。

オンデマンド交通はインセンティブ制による委託方式をとっており、市の支出削減が図られるとともに、受託先のタクシー会社のほうとしても新規需要の開拓につながっているため、相互に利がある形となっている。

<金沢市> 11 月 18 日 (金)

午前 9 時 30 分頃、金沢市議会に到着し、議会事務局の林局長より歓迎のあいさつと市の紹介をいただく。

その後、まちづくり条例について、都市計画課の大家係長より説明を受けた後、開発調整課の安原課長と共に事前に送付した質問項目に対して回答をいただき、質疑、意見交換を行った。

次に、公共交通の利用の促進に関する条例について、交通政策課の清水主査より説明を受けた後、同課の土田課長補佐、歩ける環境推進課の松村主査と共に事前に送付した質問項目に対して回答をいただき、質疑、意見交換を行った。

(正午頃視察終了)

■まちづくり条例について

金沢市は、江戸時代から 400 年間大きな災害もなく、第二次大戦のときも空襲を受けなかったことで、藩政期時代の古いまちなみがそのまま残っている。そのため、同

市では自然や伝統の保全を図りながらも、一方で都市機能の近代化に向けた開発のバランスをとりながら、条例を主体としたソフト面でのまちづくり戦略をとってきた。

その先駆けとなったのは、昭和 43 年に制定された「金沢市伝統環境保存条例」で、これは全国初の自治体単独の保存条例となった。その後、同市ではまちづくりのための様々な条例が制定されたが、「金沢市まちづくり条例（市民参画条例、土地利用適正化条例）」もそれらのうちの一つである。

条例の中心は、住民等によるまちづくり計画の策定と「まちづくり協定」の締結、開発事業の協議手続きについてで、中でも住民と市長が締結する「まちづくり協定」は、地区計画とは異なり、その他規定という部分で地区の実情に合わせたルール作りが可能となっている。平成 28 年 11 月現在、31 地区存在する。

#### ■公共交通の利用の促進に関する条例について

金沢市では平成 19 年 3 月に「新金沢交通戦略」が策定され、同戦略のもと、平成 27 年度まで、歩けるまちづくりの推進、ふらっとバスの導入、公共レンタサイクルの導入、バス専用レーンの拡充、パーク・アンド・ライド、2 次交通案内の充実など多くの取り組みがなされた。

「金沢市公共交通の利用の促進に関する条例」は、同戦略策定にあわせて制定された理念条例であり、市民の責務を掲げ、同戦略をより推進していくための基本理念や推進体制について定められている。

その後の社会情勢の変化、市のまちづくりの動きなどを受けて、同市では平成 28 年度に「第 2 次金沢交通戦略」が策定されており、市民・企業等、交通事業者、行政の 3 者連携・協働により、公共交通重要路線の強化、バス路線再編、パーク・アンド・ライドの推進が図られることとなっている。